

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を
改正することについて

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 7 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

企業等の新規立地及び市内企業等の施設再整備の促進を目的として、奨励処置の対象となる立地のための土地の取得及び賃借並びに施設再整備の着手に係る期限を廃止するとともに、その操業開始に係る期限を延長し、企業等を支援するため、改正するものであります。

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を
改正する条例

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例（平成16年秦野市
条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 平成38年3月31日までに操業を開始すること。

第3条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 平成38年3月31日までに施設再整備に係る施設の操業を開始するこ
と。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号 秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(奨励処置の要件)</p> <p>第 3 条 市長は、立地をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 平成 38 年 3 月 31 日までに操業を開始すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 市長は、施設再整備をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 平成 38 年 3 月 31 日までに施設再整備に係る施設の操業を開始すること。</u></p> <p>(4)－(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(奨励処置の要件)</p> <p>第 3 条 市長は、立地をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 平成 31 年 3 月 31 日までに取得し、又は賃借した土地において、平成 33 年 3 月 31 日までに操業を開始すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 市長は、施設再整備をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 平成 31 年 3 月 31 日までに施設再整備に着手し、かつ、平成 33 年 3 月 31 日までにその施設の操業を開始すること。</u></p> <p>(4)－(6) (略)</p>